



3 時 住 第 5 0 5 号
令 和 4 年 1 月 7 日

許 可 証

住所 長崎市住吉町 1 5 番 1 7 号
氏名 株式会社 長崎環境美化
代表取締役 奥野 良功

令和 3 年 1 2 月 2 1 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、
時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 8 条第 3 項の規定により、
下記のとおり許可する。

時津町長 吉田 義徳



記

- 許可番号
時津一廃許第 5 4 号
- 一般廃棄物の種類
事業系一般廃棄物
- 収集、運搬及び処分の区別
収 集、運 搬
- 許可期限
令 和 4 年 1 月 8 日～令 和 6 年 1 月 7 日
- 許可条件
クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別方法に従い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。
なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。
毎月の実績を報告書により翌月の 1 0 日まで提出すること。